

公的研究資金の不正使用防止計画

不正使用を発生させる各要因への対応

(1) 組織に関する要因への対応

不正使用が発生する要因	不正使用を防止するための取組		
	研究者が留意すべき事項	本学又は事務職員が留意すべき事項	不正使用防止のための具体的な取組
・不正使用防止に対する環境が整備されているか		・公的研究資金の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・本学「研究活動推進のための公的研究資金の管理」の改定 ・公的研究資金の運営・管理に関わる者の責任と権限の明確化及び公表 ・公的研究資金の不正使用に関する申立等窓口の設置 ・公的研究資金の不正使用の調査、懲戒の体制整備 ・公的研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員へのルールの周知
・不正使用リスクに対する検討や対策の検討が行われているか			・モニタリング体制及び内部監査体制の強化

(2) 人的な問題に関する要因への対応

不正使用が発生する要因	不正使用を防止するための取組		
	研究者が留意すべき事項	本学又は事務職員が留意すべき事項	不正使用防止のための具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金に関するルールが把握できているか ・ 研究費は自分のお金との意識が存在しないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金は税金を原資としているという認識を持つこと ・ 公的研究資金に関する関係法令等を熟知すること ・ 公的研究資金に関する関係法令等に従い適切な使用に努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金は税金を原資としているという認識を持つこと ・ 公的研究資金に関する取扱要領等を整備し熟知すること ・ 公的研究資金に関する取扱要領等に従い適切な使用が行われているか検証すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金の使用に関するルール等の相談窓口の設置 ・ 研究者や事務職員に対する公的研究資金に関する説明会・研修会の開催 ・ 公的研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員を対象にしたコンプライアンス教育の実施 ・ 誓約書等の提出
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者と事務職員の意思の疎通が円滑に行われているか ・ 事務職員は研究内容を把握できているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金の使用に関する疑義が生じた場合には速やかに相談すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金による効率・効果的な研究を支援する立場にあるという認識を持つこと ・ 研究者からの相談等に対し適切なアドバイスができること 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者が個人で管理している公的研究資金はないか 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人申請に関するルールや取扱いを周知すること 	

(3) 研究内容に関する要因への対応

不正使用が発生する要因	不正使用を防止するための取組		
	研究者が留意すべき事項	本学又は事務職員が留意すべき事項	不正使用防止のための具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容及び実績は申請目的と合致したものとなっているか ・ 報告書は作成されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究目的や研究の進捗状況はもちろん、報告書の提出期限等についての確に把握しておくこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画と進捗状況を把握すること ・ 研究内容に関する適切なモニタリングや評価ができること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画と予算執行状況の確認

(4) 公的研究資金の使用に関する要因への対応

① 物品費

不正使用が発生する要因	不正使用を防止するための取組		
	研究者が留意すべき事項	本学又は事務職員が留意すべき事項	不正使用防止のための具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求や水増請求により公的研究資金を不正に使用してはいないか ・ 購入物品は研究目的に従い適切に使用されているか ・ 購入計画や購入時期が不適切なために研究に支障が生じてはいないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金に関する取扱要領等に留意すること ・ 自ら発注を行わない場合については、購入依頼を事務へ速やかに行うこと ・ 購入計画の早期策定に努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者からの購入依頼の検証を適切に行うこと ・ 納品検収体制の強化を図ること ・ 使用実態に関する調査等を定期的実施すること ・ 研究者に対し購入計画や購入時期の確認を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金の執行にあたっての本学取扱要領「公的研究資金の支出基準」の改定 ・ 原則として事務部門による発注・検収業務 ・ 内部監査による納品後の物品等の現物確認

<ul style="list-style-type: none"> ・発注が特定の業者に偏ってはいないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との癒着を疑われる行動や取引は行わないこと ・極力自らではなく、契約部署を通して物品を調達すること ・大型物品購入の際の事務への事前相談をすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究資金の執行状況について常に把握すること ・研究者に対する助言等適切な関係維持に努めること ・複数の業者から見積書を徴取する等して比較検討すること ・研究者の大型物品購入計画を把握すること 	
--	--	---	--

② 人件費

不正使用が発生する要因	不正使用を防止するための取組		
	研究者が留意すべき事項	本学又は事務職員が留意すべき事項	不正使用防止のための具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・架空実績や実績を水増しして公的研究資金を不正に受領してはいないか ・研究目的とは関係のない業務を行わせてはいないか ・学生等に支払われた賃金をバックペイさせてはいないか ・有期契約職員の管理が研究者任せになってはいないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究資金に関する取扱要領等に留意すること ・謝金及び有期契約職員雇用に関し必要な事務手続きを行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金及び有期契約職員雇用に関する事務手続きが適正に行われているか検証すること ・勤務実態等に関する検証を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究資金の執行にあたっての本学取扱要領「公的研究資金の支出基準」の改定 ・原則として事務部門による非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理

③ 旅費

不正使用が発生する要因	不正使用を防止するための取組		
	研究者が留意すべき事項	本学又は事務職員が留意すべき事項	不正使用防止のための具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ カラ出張や期間の水増により公的研究資金を不正に受領してはいないか ・ 研究目的とは関係のない出張が行われてはいないか ・ 使用する交通機関や行程、日程が不適切となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金に関する取扱要領等に留意すること ・ 出張報告の内容について具体的に記載すること ・ 半券チケット、学会関係パンフレット、宿泊施設の領収書等の関係資料を提出すること ・ 直行・直帰等、旅行の実態に即した出張手続きを行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張内容や報告内容が適切かどうか検証すること ・ 出張事実の確認のための関係資料について検証すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金の執行にあたっての本学取扱要領「公的研究資金の支出基準」の改定 ・ 旅行行程等を確認できる証憑の明確化 ・ 内部監査による研究者旅費の一定期間分を対象とした出張目的・概要ヒアリング

④ 役務の対価等その他の経費

不正使用が発生する要因	不正使用を防止するための取組		
	研究者が留意すべき事項	本学又は事務職員が留意すべき事項	不正使用防止のための具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な役務について実効性のある検収が行われているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金に関する取扱要領等に留意すること ・ 立替払いを行った場合に必要となる資料等について事務職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立替払いが取扱要領等に記載の範囲内で行われているか検証すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究資金の執行にあたっての本学取扱要領「公的研究資金の支出基準」の改定 ・ 実験動物の発注・検収業務の明

・立替払いについて必要書類等を保管しているか	に確認すること ・極力自らではなく、契約部署を通して発注すること		確化
------------------------	-------------------------------------	--	----